

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 10 月 8 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度「岡山県プレコン健診助成事業」運營業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (3) 事 業 費 2, 7 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 業務内容 詳細は、「令和 8 年度『岡山県プレコン健診助成事業』運營業務委託仕様書」のとおり

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 都道府県税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (8) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9 その他、小分類 10 その他」であること。
- (9) 過去 5 年間に、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体から、別添仕様書に定める業務と同様のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有すること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称及び契約条項を示す場所

岡山県保健医療部健康推進課
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
電 話（086）226-7329
FAX（086）225-7283

4 技術提案参加手続等

- (1) 仕様書等の配布期間及び場所
 - ア 配布期間 令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 10 月 15 日（木）（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 配布場所 上記 3 の場所に同じ
なお、岡山県健康推進課ホームページからダウンロードできる。
- (2) 技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出期間、場所及び方法
 - ア 提出期間 令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 10 月 15 日（木）（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 提出場所 上記 3 の場所に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年10月20日(火)までに、下記(4)ウの宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年10月8日(木)から令和8年10月15日(木) (閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法

「仕様書に対する質問・回答書」(様式第3号)により提出し、提出後には電話で一報連絡すること。

ウ 宛先

岡山県保健医療部健康推進課
FAX(086)225-7283

エ 回答

質問への回答は、岡山県健康推進課ホームページ上に掲載する。

オ その他

技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案等

(1) 技術提案書等の提出

技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

ア 提出期限

令和8年10月22日(木)午後5時まで(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

・提案書 様式第4号 5部
・技術提案書 5部
・見積書(任意様式) 5部

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。)

(2) 技術提案書の審査

ア 審査方法

岡山県保健医療部健康推進課において、技術提案書等の内容を別に定める選考要領により審査し、契約の相手方を選定する。

イ 審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

6 その他

(1) 業務委託契約書の作成を要する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条から第155条の規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

(4) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出された書類は採否にかかわらず返却しない。

(6) 審査の過程において追加資料を求める場合がある。